

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第33号

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第3条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。 3～5 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>6.0</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下こ	（課税額） 第3条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3～5 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（<u>第7条、第10条及び第24条第1項において</u>「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>7.3</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下こ

の号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第9条、第12条の5及び第26条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第9条、第12条の5及び第26条第1項において同じ。)以外の世帯 17,000円

(2) 特定世帯 8,500円

(3) 特定継続世帯 12,750円

(保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号

の号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第9条、第12条の5及び第26条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第9条、第12条の5及び第26条第1項において同じ。)以外の世帯 18,400円

(2) 特定世帯 9,200円

(3) 特定継続世帯 13,800円

(保険税の減額)

第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(

に該当する者を除く。)

ア～ケ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ケ (略)

2～4 (略)

附 則

（福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例）

- 21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、令和7年度分及び令和8年度分の保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

前号に該当する者を除く。)

ア～ケ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ケ (略)

2～4 (略)

附 則

（福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例）

- 21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、令和6年度分及び令和7年度分の保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。